

記 入 上 の 注 意

- ① 申込人は、1. ～ 3. の状況についてすべて記載してください。
- ② 1. 「借入状況」中、他の金融機関等からの借入状況記入欄の既借入分については、申込日現在において他の金融機関等から借入れをしているすべてのものについて記入してください。
また、同中、他の金融機関等からの借入状況記入欄の新規借入分については、申込日現在において他の金融機関等から借入れを行う予定のすべてのものについて記入してください。
- ③ 他の金融機関等から既に借り入れている場合又は新規借入をする場合は、申込日の属する月の返済額が確認できる書類（融資決定通知書、償還表等）の写しを添付してください。
また、以前に共済組合から貸付けを受けたときに申告した他の金融機関等からの借入れが完済した場合は、その完済がわかる書類（完済証明、登記簿謄本（乙区欄）等）の写しを添付してください。
- ④ 1. 「借入状況」中、共済組合からの借入状況記入欄の毎月の償還額については、早見表による金額を記入してください。
- ⑤ 申込人が連帯債務を負っている借入金がある場合又は申込人が連帯債務者として新規の借入れを行う場合も、この「借入状況」に記入してください。
この場合は、申込人が実際に支払う額にかかわらず、債権者に支払うべき毎月の返済額の1/2及びボーナス時の返済額の1/2の金額をそれぞれ「毎月の償還額」及び「ボーナスの償還額」として記入してください。
(連帯債務者が3人以上いる場合も、債権者に支払うべき額の1/2を記入してください。)
- ⑥ 2. 「給料月額に対する毎月の償還額の割合」中、物資購入利用月の正規勤務時間(X)及び物資購入利用月の休業予定時間(Y)は、育児短時間勤務、育児部分休業、修学部分休業、高齢者部分休業その他病気休暇等により条例の規定に基づき給料(または報酬)の一部が減額されている場合に記入してください。
- ⑦ 2. 「給料月額に対する毎月の償還額の割合」について、給料(または報酬)月額(部分休業等により減額されている場合には減額後の給料(または報酬)月額)に対する毎月の償還額の割合が30%を超えている場合には、物資購入の利用ができません。
- ⑧ 3. 「年収額に対する年間償還額の割合」について、年収額に対する年間償還額の割合が30%を超えている場合には、物資購入の利用ができません。
また、年間償還額は、毎月の償還額の1.2倍にボーナスの償還額の2倍を加えた額としてください。
年収額は、給料(または報酬)月額(部分休業等により減額されている場合には減額後の給料(または報酬)月額)の1.2倍にボーナスの額(実支給額にかかわらず給料(または報酬)月額(部分休業等により減額されている場合には減額後の給料(または報酬)月額)の4倍)を加えた額として記入してください。
- ⑨ 給料(または報酬)の全部の支給が停止されているとき又は懲戒処分により給料(または報酬)の一部の支給が停止されているときは、物資購入の利用ができません。
- ⑩ 給与(もしくは報酬)の差押を受けている間は、物資購入の利用ができません。
- ⑪ 必要に応じてその他確認資料の提出を求めることがあります。